

主な内容

- 2……人権週間行事、年金通信、やなせ宿催し
- 3……ひまわり、かがやき催物、リバーナホール催物
- 4……二次救急実施病院、ご当地グルメでまちおこしin名張

発行/名張市企画財政部広報対話室 〒518-0492 名張市鴻之台1-1 ☎0595-63-7402 ✉pr@city.nabari.mie.jp 🌐http://www.city.nabari.lg.jp

人権特集「部落差別」を考える

「ふるさと」

12月4日から10日までは、「人権週間」です。
今号では、地域の広報紙に4コママンガを掲載し、人権啓発している社会同和教育指導員の藤本佐利さんに、部落差別の現状などを聞きました。

☎ 人権・男女共同参画推進室 ☎ 63・7909

「ふるさと」って…

皆さんは「ふるさと」という言葉から、何が思い浮かぶでしょうか。

もちろん、「生まれたところ」「育ったところ」というのもあると思います。でも、それは辞書にあるような土地そのものという物質的なものではなく、そこに広がる自然や景色、そこで体験したさまざまな出来事、そこで生活をともにした大切な人、そして、それらに関するいくつもの思い出と一体となった、とても精神的な強いものではないでしょうか。

それだけに「ふるさと」という言葉は、一人ひとりの人生の中に、特別な意味合いを持つものとして、しっかりと刻み込まれているのだといえます。

たとえ遠く離れていても、たとえ、そこに辛い思い出があっても、たとえ自分の帰りを待つ人がいなくなっていたとしても、「ふるさと」はいつもその人にと

もにあり、その人を支えています。誰にとってもかけがえのないものです。

「ふるさと」を理由にした人権侵害「部落差別」

部落差別は、その人の努力ではどうにもならないことを理由に、結婚や就職、その他社会生

活において差別を受け、人としての尊厳が著しく傷つけられる人権侵害です。

何物にも代えがたい「ふるさと」。その「ふるさと」を理由に、人権が侵害されるということがあっても良いのでしょうか。

部落差別を受けることを恐れて、「ふるさと」を隠して生活している人の心の痛みは、どれほど大きいでしょう。そしてそれは誰の責任なのでしょう。

部落差別は、被差別部落出身者だけの問題ではありません。わたしたち一人ひとりが構成しているこの社会が、部落差別という人権問題を解決できずにいるのです。

社会の一員であるわたしたちにも、部落差別をなくすためにできることがきっとあります。何ができるのか、「ふるさと」を見つめながら考えてみませんか。

4コママンガ作者に聞きました。

差別についての正しい知識を一人でも多くの人に伝えてほしい

子どもたちが大人になったとき、差別が無くなってほしいと、活動を続けてきました。大人になった彼らに「差別はあるか」と聞くと「ある」と答えます。あからさまな差別は見えにくくなっていますが、残念ながらまだまだ差別は無くなっていないのです。

4コママンガは、わたしの感じていることを題材にしています。今回は、自分の亡くなった親を思い出しながら、親たちが守ってきた土地や、思い出を他人に悪く言わせないという気持ちを表しました。誰もがふるさとをバカにされたくはないはずです。4コママンガを見て何かを感じてくれたらうれしいですね。

差別している人に、直接、間違っていると断言するのは難しいことかもしれません。しかし、皆さんが正しい知識を一人でも多くの人に伝えることができれば、徐々にでも、差別を無くしていけるのではないのでしょうか。



社会同和教育指導員 藤本 佐利さん

音楽グループ「ゆりね」で、歌をとおした人権啓発も行っています。

